

市産木材活用事業実施要領(木材協会松江支部)

(趣旨)

第1 市産木材活用事業については、市産木材活用事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(用語の定義)

第2 交付要綱第2において使用する用語の定義は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 「松江市産木材」とは、松江市内の森林で生産され、島根県木材協会松江支部（以下「木協支部」という。）の会員が松江市内で製材・加工した木材とする。
- (2) 「新築」とは、居室、台所及びトイレのある独立して居住し得る住宅又は事業所を新たに建てることをいう。
- (3) 「購入」とは建築された住宅又は事業所で、まだ人の居住の用に供していない住宅又は事業所（建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）を購入することをいう。
- (4) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を10㎡以上増加させることをいう。
- (5) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てることをいう。
- (6) 「修繕・模様替え」とは、内装・外装・外構工事とし、内装工事は必須とする。
- (7) 「建築用材」とは、住宅又は事業所に使用する全ての木材とする。

(補助対象となる住宅及び条件)

第3 木協支部が実施する事業の補助対象となる住宅又は事業所は、令和4年3月末日までに屋根工事（修繕・模様替えにあつては、工事完了）が完了する住宅又は事業所とする。

ただし、予算がなくなり次第、終了することがある。

(補助金対象者)

第4 木協支部が実施する事業の補助金の対象となる者は、松江市内に自ら居住するための住宅又は事業所を新築、購入、増・改築及び住宅又は事業所の修繕・模様替えを行う者とする。

附 則

この要領は、平成21年11月9日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。